

文部科学省

学校教育法及び国立大学法人法等 の改正の考え方について

平成26年9月2日

文部科学省 高等教育局 大学振興課

I . 中央教育審議会大学分科会 審議まとめについて

背景(1)

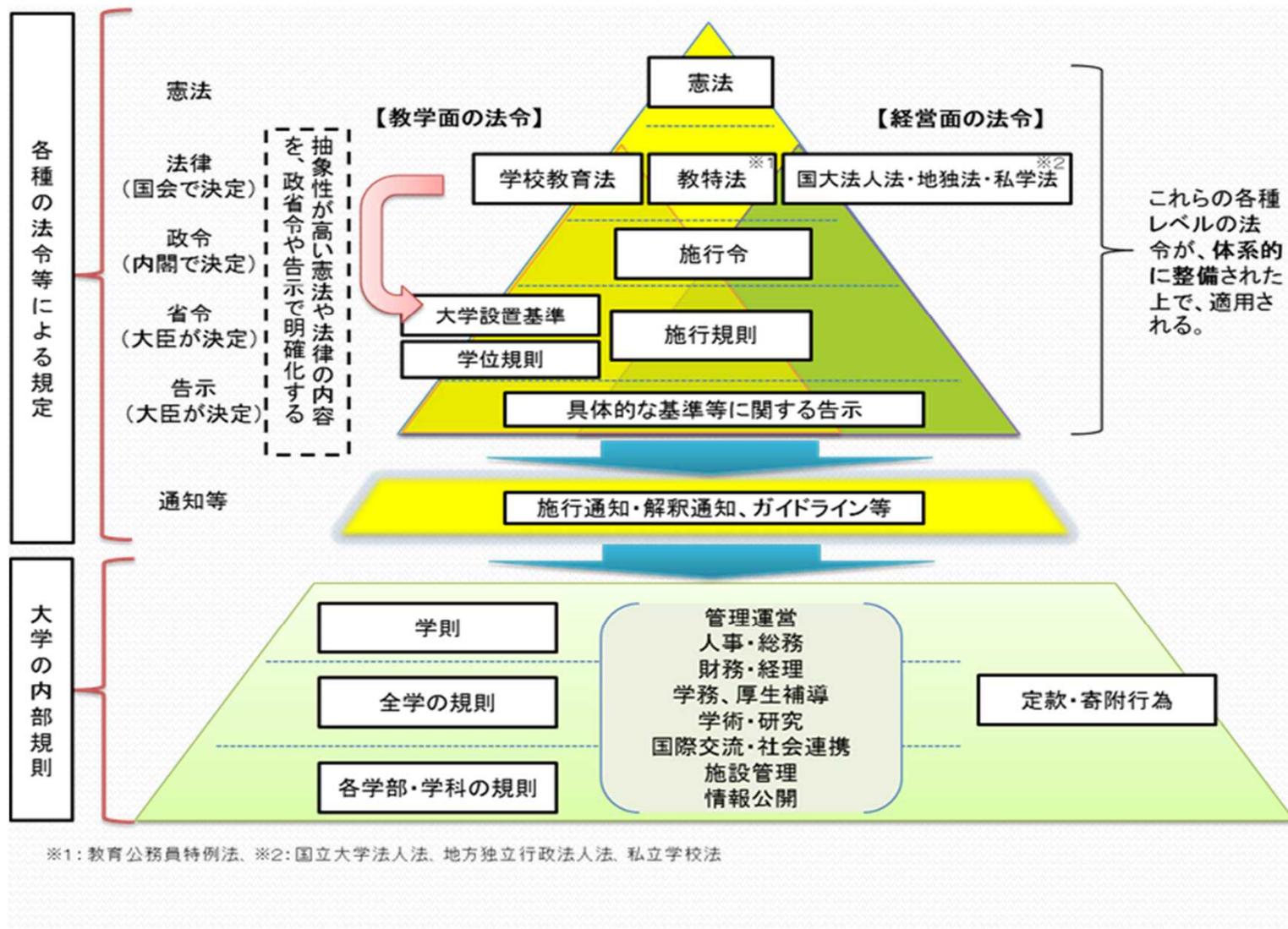
- 「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする**社会環境の急激な変化**
- グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、**大学に対する社会からの期待の高まり**

背景(2)

「一連のガバナンス改革の議論に通底するのは、自主性・自律性が尊重される大学は、自ら率先して時代の変化に対応した自己改革を行っていくべきであり、また、そのために大学を内側から改革しようと努力している人々に対して、力強く支援すべきではないかという基本的な理念である。」

大学ガバナンスの現状

教学面と経営面は別々の法体系 P.8



大学ガバナンスの現状

- 法人化した国公立大学では、
学部長の選考や教員の採用等の手続きは、
任命権者である学長・理事長の責任と権限の下で
整備できる
- ところが、教育公務員特例法の適用下で策定された
内部規則等がそのまま引き継がれている例が多々あり

⇒ **内部規則の総点検・見直し**
教員の意識改革の必要性

大学ガバナンス改革の推進

＜大学で行うべきガバナンス改革＞

1. 学長のリーダーシップの確立 P.16～

【学長補佐体制の強化】

- 総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用

【人事】

- ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度

大学ガバナンス改革の推進

＜大学で行うべきガバナンス改革＞

【予算】

- 学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保

【組織再編】

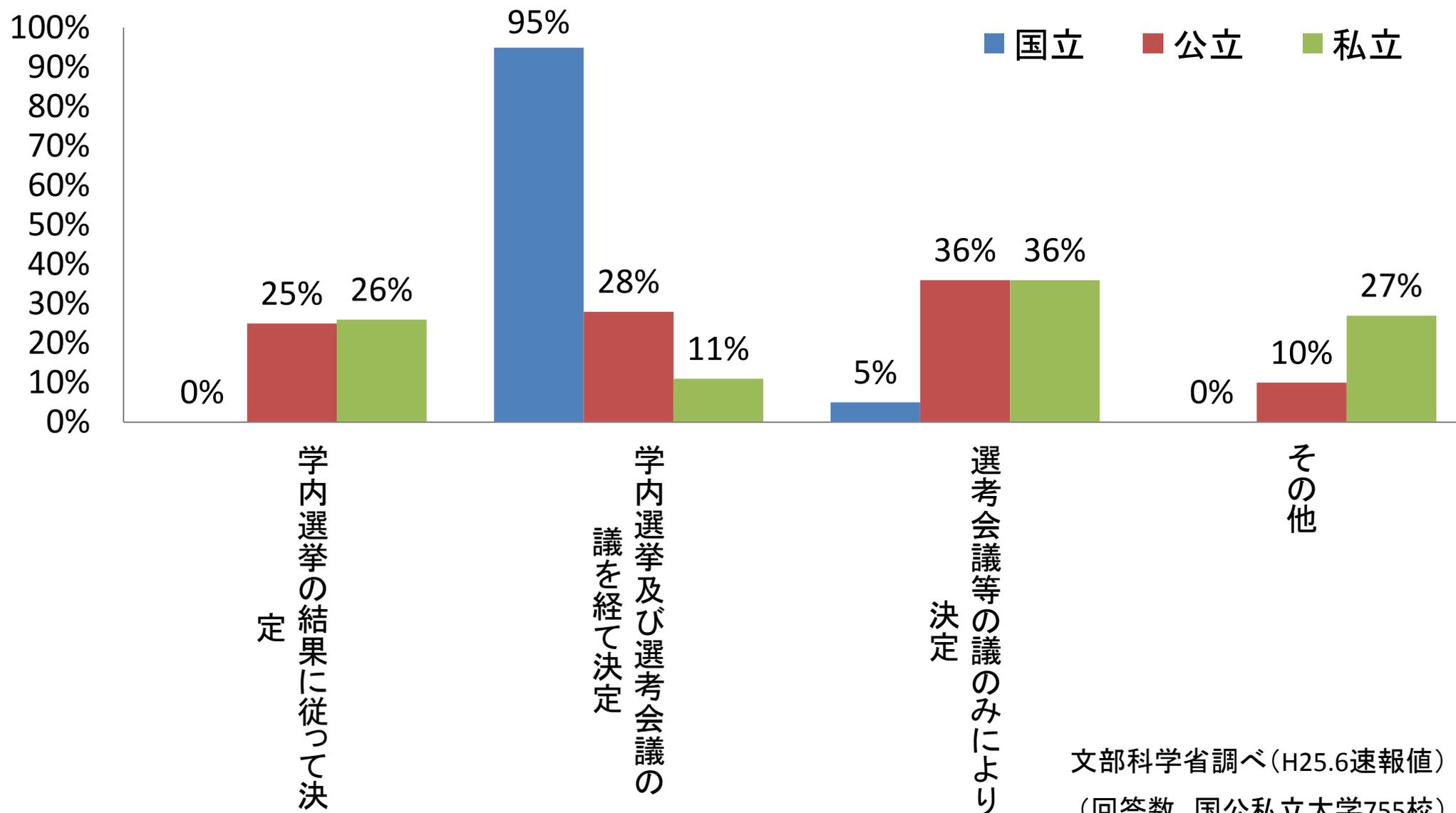
- ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

大学ガバナンス改革の推進

＜大学で行うべきガバナンス改革＞

2. 学長の選考・業績評価 P.22～

○国立大学では、学内選挙及び選考会議の議を経て決定するケースが9割。公立・私立は多様な選考方法。



※これは速報値であり、今後、データについては修正があり得る

大学ガバナンス改革の推進

＜大学で行うべきガバナンス改革＞

2. 学長の選考・業績評価 P.22～

- 学長選考組織（国立大学法人では学長選考会議）が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定
- 安定的な運営ができる学長任期の設定
- 学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

大学ガバナンス改革の推進

＜大学で行うべきガバナンス改革＞

3. 学部長等の選考・業績評価 P.26～

- 学長のビジョンを共有できる学部長等の任命
- 学長による学部長等の業績評価

大学ガバナンス改革の推進

＜大学で行うべきガバナンス改革＞

4. 教授会の役割の明確化 P.27～

教授会の審議状況について(国公私)

○大学の組織改廃や規程改正、教員人事については、教授会で審議は行うが決定権限がないことが多い。
 ○一方で、学部の教育や学生に関することについては、理事会や学長から教授会に権限が委譲されている傾向が見られる。

■ 教授会に決定権限があるもの
 ■ 教授会で審議は行うが決定権限はないもの
 ■ 教授会では審議も決定も行わないもの
 ■ 教授会での扱いは特に決めていないもの

